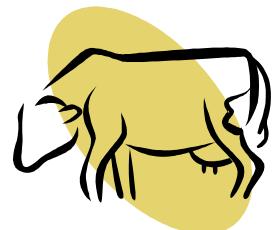
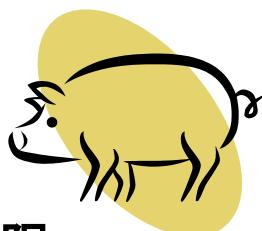


家畜伝染病予防法に基づく定期報告について

報告対象家畜の飼養者は、2月1日時点の飼養状況を管轄の畜産事務所へ毎年、提出する必要があります。



1 報告対象者、提出期限

次の対象家畜を1頭(羽)以上飼養している方

対象となる家畜	提出期限
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬	<u>毎年 4月15日</u>
豚、いのしし	
鶏・あひる(アイガモを含む)、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	<u>毎年 6月15日</u>

2 報告用紙 次のアドレスから入手できます

[\(広島県HP→『家畜の定期報告』で検索\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/kachiku-teikihoukoku.html)

3 報告書の提出先及び問い合わせ先

※ファクシミリ、電子メールによる報告も可能です。その際は原本を保管してください。

また、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)による報告も可能です。

管轄畜産事務所	住 所	電話番号/ファクシミリ	管 轄 す る 市 町
西部畜産事務所・ 西部家畜保健 衛生所	〒739-0013 東広島市西条御条町 1-15	TEL (082)423-2441 (直通) FAX (082)424-1826	広島市・呉市・竹原市・ 大竹市・東広島市・ 廿日市市・安芸高田市・ 江田島市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町・大崎上島町
東部畜産事務所・ 東部家畜保健 衛生所	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	TEL (084)921-1311 (代表) FAX (084)921-1229	三原市・尾道市・ 福山市・府中市・ 世羅町・神石高原町
北部畜産事務所・ 北部家畜保健 衛生所	〒727-0011 庄原市東本町1-4-1	TEL (0824)72-2015 (代表) FAX (0824)72-7334	三次市・庄原市